

## 昭和三十六年法律第一百五十五号

社会福祉施設職員等退職手当共済法

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第二章 退職手当共済契約（第三条・第六条）
第二章 退職手当金（第七条・第十四条）	第三章 退職手当共済契約（第三条・第六条）
第四章 掛金（第十五条・第十七条）	第五章 国及び都道府県の補助（第十八条・第十九条）
第六章 雜則（第二十条・第二十九条）	附則

### 第一章 総則

#### (一) 法律の目的

#### 第一条 この法律は、社会福祉施設、特定社会福

祉事業及び特定介護保険施設等を經營する社会

福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員、特定社会福祉事業に従事する職員及び特定介護保険施設等の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 生活保護法（昭和二十五年法律百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による認可を受けた養護老人ホーム

四 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 命童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児通所支援事業

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設

三 老人福祉法第十四条の規定による届出がされた老人住宅生活支援事業のうち老人住宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業

四 老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）に規定する障害者支援施設

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援助護療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

七 その他前各号に準ずる施設で政令で定める施設

八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

一九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

二九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

三九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二一九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二一九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二一九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二一九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一六 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一七 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一八 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二一九 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二二〇 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二二一 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二二二 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二二三 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二二四 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設

四五一二二二二二二五 その他の前各号に準ずる施設で政令で定める施設



二 旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）に規定する育児休業に相当する休業被共済職員が被共済職員でなくなつた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつてゐるときは、その月は第一項の規定にかかわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済職員期間に算入しない。

6 引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項から第五項までの規定によつて退職手当金を支給されたり、その者は、その間引き続き被共済職員でなくなりた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用について前において、その者が、被共済職員でなくなりたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなりた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前五項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

7 引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の經營する共済契約対象施設等以外の施設又は事業の業務に常時従事することを要するものとなつたことその他のこれに準ずる理由として政令で定める理由により退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、退職手当金を請求しないで再び当該共済契約者に係る被共済職員となつたときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

8 前項の規定による場合のほか、引き続き一年以上被共済職員である者が退職した場合（第十一条第一項に該当する場合を除く。）において、その者が、退職した日から起算して三年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員となつた者は、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

9 被共済職員期間（前三項の規定により二年以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算する。

5 被共済職員が被共済職員でなくなつた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつてゐるときは、その月は第一項の規定にかかわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済職員期間に算入しない。（支払の差止め）

6 第十二条 機構は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、当該退職の日の属する事業年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の掛金を支納するまでは、当該退職に係る退職手当金の支払を差し止めることができる。（支給の制限）

7 第十三条 機構は、被共済職員が自己的犯罪行為たときは、退職手当金を支給しない。

2 機構は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。（譲渡等の禁止）

第十四条 退職手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第四章 掛金（掛け金の納付）

第十五条 共済契約者は、毎事業年度、機構に掛け金を納付しなければならない。

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、次に掲げる掛け金ごとに、それぞれ政令で定める。

一 社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛け金

二 特定介護保険施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛け金

三 申出施設等職員に係る掛け金（納付期限）

3 前項に規定する掛け金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第十六条 每事業年度に納付すべき掛け金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合は、二箇月を経過する日とする。

2 機構は、災害その他やむを得ない理由により後後の被共済職員期間）に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

2 機構は、灾害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛け金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。（割増金）

第十七条 機構は、掛け金の納付義務者が掛け金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。（立入検査）

2 割増金の額は、掛け金の額につき年十四・六パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日前日までの日数によつて計算した額をこえることができる。

第五章 国及び都道府県の補助（国の補助）

2 割増金の額は、掛け金の額につき年十四・六パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日前日までの日数によつて計算した額をこえることができる。

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げる者に限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

一 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する者として政令で定められるもの

（都道府県の補助）

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、機構に対し、補助金算定対象額の一部を補助することができる。

第六章 雜則（時効）

2 第二十一条 退職手当金の支給を受ける権利及び掛け金を請求し、又はその返還を受ける権利は、これらを使用することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。（届出）

2 第二十二条 共済契約者は、前項の記録を、その作成の日から起算して二年間、保存しなければならない。

2 第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、経営者の経営する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所又は経営者の事務所に立ち入りて、被共済職員若しくは掛け金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 第二十四条 機構は、被共済職員に関する原簿を請求する権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

3 第二十五条 退職手当共済契約の成立若しくは解除の効力又は掛け金に関して、機構と契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、契約の申込者又は共済契約者から請求があつたときは、厚生労働大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。（あつせん）

2 第二十六条 被共済職員期間又は退職手当金に関するところにより、被共済職員の異動、業務に從事した日数その他厚生労働省令で定める事項を機構に届け出なければならない。

て、被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族から請求があつたときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定によるあつせんの請求の手続その他あつせんに関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(戸籍事項の無料証明)

**第二十六条** 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、機構又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対する、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であった者又は退職手当金の支給を受けける権利を有する者の戸籍に関する、無料で証明を行うことができる。

（事務の区分）  
**第二十六条の二** 第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**第二十六条の三** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。（実施命令）

**第二十七条** この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

**第二十八条** 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条第一項の規定による当該職員の陳述を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反した者

三 第二十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第二十九条** 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関する前条の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

（昭和四五年四月一日法律第一号）抄

附 則

（昭和四七年七月一日法律第一号）抄

で、この法律の施行の際出産後六週間を経過しないものについては、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則

（昭和六一年一二月二六日法律第一一九号）抄

（施行期日）



あつて社会福祉法人以外のもの及び同号に掲げられたる規定の施行前に旧法の規定によつて退職手当共済契約の申込みをした社会福祉法人以外の者（当該退職手当共済契約の締結を拒絶された者及び當該退職手当共済契約を解除された者を除く。）については、第十二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「新法」とみなしして、新法の規定（新法第二条第三項に規定する申出施設等に係る部分を除く。）を適用する。この場合において、新法第六条第三項中「共済契約者の代表者」とあるのは「共済契約者の代表者を含む。」と、新法第二十九条中「代理人」とあるのは「又は法人若しくは人の代理人」と、「その法人」とあるのは「その法人又は人」とする。

2 旧法第二条第六項に規定する共済契約者であつて社会福祉法人以外のものに使用される同条第七項に規定する被共済職員（以下「旧被共済職員」という。）であつた者は、新法第二十二条第二項、第二十五条第二項及び第二十六条の規定の適用については、被共済職員であつた者とみなし、その者が旧法第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて旧法第二条第五項に規定する退職手当共済契約が解除されたことにより旧被共済職員でなくなつた者である場合における新法第十一条の規定の適用については、その者は、旧被共済職員であつた者とみなし、当該退職手当共済契約が解除された日は、その者が被共済職員でなくなつた日とみなす。

第三十四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、新法の規定によつてしたものとみなす。

第二十五条 新法第八条から第九条の二まで並びに附則第二項及び第三項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

るところにより、旧法第八条、第九条及び第十一条の規定の例により計算した場合の退職手当の額が、新法第八条から第九条の二まで及び第十二条並びに附則第二項及び第三項の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかるらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日に旧法第一条第七項に規定する被共済職員であつた者が、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した場合

二 附則第一条第七項に規定する被共済職員でなくなつた者で同日以後にさらに新法第二条第九項に規定する被共済職員となつたものが、同日以後に退職し、かつ、新法第十一条第六項又は第七項の規定により同日前の被共済職員期間と同日以後の被共済職員期間とが合算される場合

(罰則に関する経過措置)

**第二十八条** この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第二十九条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一六六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。  
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

**第十七条** 前条の規定の施行前に同条の規定によつて改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつしたものとみなす。

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一七年六月二九日法律第七号) 抄  
**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定 公布の日

**(検討)**

**第二条** 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一體的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十三条** この法律の施行の際に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム、同法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業又は社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第六号に掲げる施設若しくは第十六条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「旧共済法」という。)第二条第二項第四号に掲げる事業のうち政令で定める施設若しくは事業(以下この条において「特別養護老人ホーム等」と総称する。)に係るものに限る。)は、第十六条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「新共済法」という。)第二条第三項に規定する特定介護保険施設等(以下「特定介護保険施設等」という。)に係る退職手当共済契約とみなす。

者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第二百十一号。以下「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）が、施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉・医療機構（以下「機構」という。）に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、当該特別養護老人ホーム等の業務に常時従事することを要する者となる者については、前項及び新共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

**第二十四条** この法律の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している新共済法第二条第五項に規定する経営者が、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、同条第三項の規定により機構に申し出したものとみなす。

前項に定めるもののほか、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、新共済法の相当の規定によつしたものとみなす。

**第二十五条** 新共済法第八条から第九条の二まで及び第十一条第八項の規定は、施行日以後に退職（新共済法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。）した者について適用し、施行日前に退職した者については、なお従前の例による。

次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が施行日の前に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとみなして、政令で定めるところにより、旧共済法第八条から第九条の二まで及び第十一條並びに附則第二項及び第三項並びに社会福祉事業法等改正法附則第二十五条第二項の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新共済法第八条から第九条の二まで及び第十一条の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これららの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 施行日の前日に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員（社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。次号及び次条において同じ。）であった者が、施行日以後に退職した場合

二 施行日前に旧共済法第二条第九項に規定する被共済職員でなくなつた者で、施行日以後に

さらに新共済法第二条第十一項に規定する被共済職員となつたものが、施行日以後に退職し、かつ、新共済法第十二条第六項又は第七項の規定により施行日前の被共済職員期間と施行日以後の被共済職員期間とが合算される場合

**第二十六条** 旅行日の前日には、新共済法第二条第七項に規定する被共済職員であつた者のうち、施行日以後において新共済法第二条第七項に規定する特定介護保険施設等職員であるもの（同条第十項に規定する共済契約者（社会福祉事業者等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。次条第一項において同じ。）に継続して使用される者に限る。）については、新共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員とみなして、新共済法第十五条、第十八条及び第十九条の規定を適用する。

**第二十七条** この法律の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している新共済法第一条第十項

に規定する共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時從事することを要する者であつて、施行日以後に同条第十一項に規定する被共済職員となつたもののすべての同意を得たときは、新共済法第六条第五項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

前項の規定による退職手当共済契約の解除は、新共済法第六条第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、新共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

(罰則)に関する経過措置

**第五十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第五十六条** 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成七年一月七日法律第二百三号）抄  
（施行期日）

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、  
二 第百三条、第百十六条から第百十八条まで及  
び第二百二十二条の規定 公布の日

(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る)、第二十八条第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る)、第三项、第五项、第六项、第九项から第十五项まで、第十七项及び第十九项から第二十二项まで、第二章第一节(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る)、第二十九条第一项(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分を除く)、第三项、第五项、第六项、第九项から第十五项まで、第十七项及び第二项(第一号から第三号までに係る部分に限る)、第三十二条第一项、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四项(第三十七条第二项において準用する場合を含む)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一项(指定相談支援事業者に係る部分に限る)、第四十七条、第四十八条第三项及び第四项、四十九条第二项及び第三项並びに同条第四项から第七项まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る)、第七十条から第七十二条まで(第七十三条、第七十四条第二项及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る)、第二章第四节、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一项第二号(第九十九条第三号に係る部分に限る)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分を除く)及び第二项(第二号、第九十五条第一项第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く)及び第二项第二号、第九十六条、第一百十条(サービス利用計画作成

費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、百第十一一条及び第百十二条（第四十一条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条规定まで、第五十六条、第五十七条から第六十条まで、第五十二条、第五十三条から第三十三条まで、第五十五条、第三十九条から第四十三条まで、第五十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第五十二条、第六十五条、第六十八条から第七十七条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五十五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日  
三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百一条の規定 平成二十四年四月一日  
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

及び第一百十一条の規定 平成二十四年四月一日

三 条の規定 平成十八年十月一日  
附則第六十三条、第六十六条、第九十七条

から第百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五

五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条

条まで、第七十二条から第七十七条まで、第  
七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十

十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十

十五条、第三十九条から第四十三条まで、第十四条、第十八条から第五十条まで、第五

に附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十

（特別給付費、特例特別給付費、特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並び

第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特列特定障害者特別給付費、

（余第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百四十四条並びに第一百五十五条第一項及び

費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十一条及び第一百十二条（第四十一条第一項の規定を同条第三項及び第四項に

2 動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

施行日前に附則第六十四条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつて、この長職手当を各契約の申込み者に付する。

**第六十八条** 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立する退職手当共済契約（社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設又は附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮に係るものに限る。）は、社会福祉法第六十二条第一条第一項の規定によりなお從前の例により運営をすることができる」ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項の規定によりなお從前の例により運営をすることができる」ととされた同項に規定する知的障害者援護施設に係る退職手当共済契約とみなす。

同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二百二十二条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二十二年一二月一〇日法律第七七号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二二年一二月一〇日法律第七八号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二二年一二月一〇日法律第七九号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 一 略

三 第二条の規定(障害者自立支援法目次の改  
正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条  
第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正  
規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第  
二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を  
加える改正規定、同法第四十二条第一項の改  
正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正  
規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十  
八条第二項の改正規定を除く)、第四条の規  
定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改  
正規定を除く)、及び第六条の規定並びに附  
則第四条から第十条まで、第十九条から第二  
十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分  
に限る)、第四十条、第四十二条、第四十三  
条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第  
五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二  
条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び  
第七十三条の規定 平成二十四年四月一日ま  
での間ににおいて政令で定める日

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改  
正に伴う経過措置)

**第五十五条** この法律の施行の際現に社会福祉施  
設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定に  
よつてしては、

より成立している退職手当共済契約(旧児童福  
祉法第三十五条第四項の認可を得た旧児童福  
祉法第七十九条第二項の規定による届出がなされ  
た平成二十六年改正前障害者総合支援法第五条  
に規定する共同生活介護を行う事業に係  
るものに限る)は、平成二十六年改正後障害  
児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た新  
児童福祉法に規定する障害児入所施設又は新児  
童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届  
出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手  
当共済契約とみなす。

施行日前に前条の規定による改正前の社会福  
祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてし  
た退職手当共済契約の申込みその他の手続は、  
同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等  
退職手当共済法の相当の規定によつてしたもの  
とみなす。

**附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成二三年五月二日法律第四一〇号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成二三年五月二日法律第四一〇号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の  
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定(公布の日  
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する)。

**附 則 (平成二五年一二月一三日法律第六一〇五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から  
施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二一  
号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第  
七十六条」とする。

**附 則 (平成二四年六月二七日法律第五  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

二 一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに  
附則第五条から第八条まで、第十二条から第  
十六条まで及び第十八条から第二十六条まで  
の規定 平成二十六年四月一日

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改  
正に伴う経過措置)

**第十六条** 附則第一号に掲げる規定の施行  
の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法  
第四条第一項の規定により成立している退職手  
当共済契約(児童福祉法(昭和二十二年法律第  
百六十四号)第三十四条の三第二項の規定によ  
る届出がなされた障害児通所支援事業、同法第三  
十五条第四項の規定による認可を受けた障害児  
施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は  
重症心身障害児施設に係るものに限る)は、  
新児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た新  
児童福祉法に規定する障害児入所施設又は新児  
童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届  
出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手  
当共済契約とみなす。

施行日前に前条の規定による改正前の社会福  
祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてし  
た退職手当共済契約とみなす。

援法第五条第十五項に規定する共同生活援助を  
行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

**附 則 (平成二四年八月二二日法律第六  
七号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の  
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二五年一二月一三日法律第六  
一〇五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から  
施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二  
一号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

当共済契約(児童福祉法(昭和二十二年法律第  
百六十四号)第三十四条の三第二項の規定によ  
る届出がなされた障害児通所支援事業、同法第三  
十五条第四項の規定による認可を受けた障害児  
施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は  
重症心身障害児施設に係るものに限る)は、  
新児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た新  
児童福祉法に規定する障害児入所施設又は新児  
童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届  
出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手  
当共済契約とみなす。

施行日前に前条の規定による改正前の社会福  
祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてし  
た退職手当共済契約とみなす。

援法第五条第十五項に規定する共同生活援助を  
行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

**附 則 (平成二四年八月二二日法律第六  
七号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の  
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二五年一二月一三日法律第六  
一〇五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から  
施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年四月一日法律第二  
二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「旧共済法」という。）の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、新共済法第二条第三項の規定により機構に申し出したものとみなす。

第二十八条 新共済法第八条、第九条及び第十一条第八項の規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、第二号施行日以後に退職（社会会員社設施職員等退職手当共済法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。）をした者について適用し、第二号施行日前に退職をした者については、なお従前の例による。

次の場合において、当該各号に規定する者が第二号施行日の前日に当該退職をした理由と同一の理由により退職をしたものとみなして、政令で定めるところにより、旧共済法第八条及び第九条、社会福祉施設職員等退職手当共済法第九条の二、旧共済法第十二条並びに介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第二十五条第二項の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新共済法第八条及び第九条、新共済法附則第五項の規定により読み替えて適用する社会会員社設施職員等退職手当共済法第九条の二並びに新共済法第十一条並びに附則第三項及び第四項の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 第二号施行日の前日に社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一項に規定する被共済職員（社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。以下「被共済職員」という。）であつた者が、第二号施行日以後に退職をした場合

二 第二号施行日前に被共済職員でなくなつた者で第二号施行日以後にさらに被共済職員となつたものが、第二号施行日以後に退職をし、かつ、社会福祉施設職員等退職手当共済法第十二条第六項又は第七項の規定により第二号施行日前の被共済職員期間と第二号施行日以後の被共済職員期間とが合算される場合

（共済契約者に継続して使用される者であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する障害者支援施設等の業務に常時従事することを要するものに限る。）については、同法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員とのみならず、同法第十五条、新共済法第十八条及び社会福祉施設職員等退職手当共済法第十九条の規定を適用する。

**第三十条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、第一号施行日以後に被共済職員となつたものの全ての同意を得たときは、社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第五項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

2 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、同法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第三十三条** この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第三十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第三十五条** 政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子育て支援の実施の状況を勘案し、機構に対する国の財政措置（児童福祉法第三十九条

第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第六五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）  
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年六月八日法律第四四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月一六日法律第一〇四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限りる。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定

二 及び三 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十一条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に

掲げる改正規定を除く。) 及び第十五条中精神保健福祉士法第二条の改正規定(「第五条第十八条項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る。)並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(政令への委任)  
**第四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。